

気象情報等の発表方法変更のお知らせ

令和8年5月29日から、防災気象情報の発表方法等が変更されました。

これに伴い、避難確保計画のひな型を一部変更しております。

既に計画を作成済みの施設においては、改めて新しいひな型により計画を作成するか、または既存の計画を訂正するなどにより、**変更内容を適切に避難確保計画に反映**してください。

変更のポイント

- ・5段階の警戒レベルに合わせ、**防災気象情報（河川氾濫、大雨、高潮）の発表レベルが整理**されます。
- ・河川氾濫に関する情報（以前は「〇〇川氾濫注意情報」など）の**名称が他の気象情報に合わせて変更**されます。
- ・高潮に関する情報について、予報精度向上に伴い、警戒レベルとの対応関係が修正されます。（以前は「警報」「特別警報」＝レベル4、「警報に切り替える可能性が高い注意報」＝レベル3として発表されていました。）
- ・上記に伴い、**洪水注意報・洪水警報が廃止**されます。

警戒レベル	河川氾濫	大雨	高潮
5	氾濫 特別警報	大雨特別警報	高潮特別警報
4	氾濫 危険警報	大雨危険警報	高潮危険警報
3	氾濫 警報	大雨警報	高潮警報
2	氾濫 注意報	大雨注意報	高潮注意報
1	早期注意情報		

新設

名称を統一

→裏面あり

避難確保計画のひな型修正箇所

3 臨時休業を判断する

(1) 以下のいずれかに当てはまる場合、休業する

①対象災害の襲来が予想され、公共交通機関の計画的な運休が予定されている

②【 時】の時点で区内に以下のいずれかが発令されている ③【

○高齢者等避難 ○避難指示 ○緊急安全確保 ○大雨警報、大雨危険警報、大雨特別警報 ■高潮警報、高潮危険警報、高潮特別警報 ①荒川(岩淵水門)氾濫警報、氾濫危険警報、氾濫特別警報 ②神田川氾濫危険警報、氾濫特別警報

(2) 職員への休業の連絡は、【

保護者等への休業の連絡は、【

4 避難する 体制移行の判断基準

体制	体制移行の判断基準	情報収集伝達要員	避難誘導要員
体制 1	<p>必須 ○台風の接近等の情報</p> <p>参考 ①荒川氾濫注意報(岩淵水門) ○大雨注意報 ■高潮注意報</p>	<p>・気象情報等の情報収集・施設内での情報共有</p>	
体制 2	<p>必須 ○高齢者等避難</p> <p>参考 ①荒川氾濫警報(岩淵水門) ○大雨警報 ■高潮警報</p>	<p>・気象情報等の情報収集・施設内での情報共有 ・保護者等への事前連絡 ・協力者等への協力依頼</p>	<p>・使用する資機材の準備 ・避難誘導開始</p>
体制 3	<p>必須 ○避難指示</p> <p>参考 ①荒川氾濫危険警報(岩淵水門) ②神田川氾濫危険警報 ○大雨危険警報 ■高潮危険警報</p>		<p>・職員を含む全ての人の避難 ・逃げ遅れた時の屋内安全確保</p>
体制 4	<p>必須 ○緊急安全確保 ②神田川氾濫特別警報 ○大雨特別警報 ■高潮特別警報 ■高潮氾濫発生情報</p>	<p>・直ちに身の安全を確保</p>	

5 情報収集手段

5 情報収集手段

収集する情報	収集方法
高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保	□安全・安心メール □防災行政無線
気象情報（注意報・警報等）、各河川一高潮の氾濫情報	□安全・安心メール □テレビ □ラジオ □インターネット
施設周辺の道路や水路の浸水状況	□職員による目視 ※施設の窓からなど安全な場所から実施

6 避難先経路図

6 避難先経路図

<p>(荒川洪水時)</p> <p>避難先への移動時間： []</p> <p>移動手段： []</p>	[]
<p>(神田川洪水時)</p> <p>避難先への移動時間： []</p> <p>移動手段： []</p>	
<p>(雨水出水時)</p> <p>避難先への移動時間： []</p> <p>移動手段： []</p>	